

令和５年度岡山県立井原高等学校いじめ防止対策基本方針

いじめに関する現状と課題
本校では「いじめ」と疑われる生徒間のトラブルの認知件数は、年間２，３件程度であるが，それらは生徒本人からの訴えや，周囲の生徒からの情報，あるいは保護者からの相談から判明したものである。心の未発達な生徒たちが，「いじめ」行為との認識を持たず，「ふざけ，冗談」といった感覚で，直接的あるいは間接的に（LINE等）誹謗中傷といった行為に陥るケースはその多くが表面化しにくい状況である。 対策として，観察，面談等をおとして日常的に情報収集に努め，事案の発生にあたっては，組織的に対応するとともに，教科指導，LHR等の特別活動，部活動などの教育活動全体を通して人権尊重および情報モラル教育を推進し，未然防止に向けて全教職員一丸となって取り組んでいかなければならない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・本校学校教育目標を最重視し，教育活動全体を通して「心を育てる」指導に焦点を当て，「いじめは重大な人権侵害であり，人間として決して許されない」という毅然とした態度で指導にあたる。また，「生徒の自己指導能力の育成」「『自他の尊重』の徹底指導」の二項目を軸とする。 〈重点となる取組〉 ・生徒主体となる活動を目指し，生徒会，委員会，部活動を通じて，『いじめをしない』『いじめを許さない』という意識を涵養する。

保護者・地域との連携	学校	関係機関等との連携
〈連携の内容〉 ・学校基本方針を入学式やPTA総会，保護者会などで説明し，学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに，懇談会を通じて，いじめ問題の意見交換や情報なども併せて提供してもらい，取組の改善に生かしていく。 ・学校評議員の協力を得て生徒の学校外での生活に関することや，情報提供を依頼し，いじめの早期発見に努める。 ・「井高だより」などの，学校新聞を通じて，各種相談窓口などの紹介を掲載し，活用を促す。	いじめ防止対策推進委員会 〈委員会の役割〉 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成，実行 ・検証・修正の中核，相談窓口，発生した事案への対応。 〈委員会の開催時期〉 「学校生活アンケート」（年４回）「いじめに関するアンケート」の実施後に開催 〈委員会の内容の教職員への伝達〉 緊急を要する事案は，職員朝礼。対策の確認などは職員会議に取り入れおこなう。 〈構成メンバー〉 【校外】 PTA会長，井原警察署，井原青少年育成センター，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等（事案によっては要検討） 【校内】 校長，副校長，教頭，主幹教諭，生徒課長，養護教諭，教育相談係，生徒課，学年主任，担任等関係教員 全教職員	〈連携機関名〉 ・岡山県教育委員会 〈連携の内容〉 ・ネットパトロールによる監視，保護者支援の専門スタッフ（SSW）の派遣 〈学校側の窓口〉 副校長，主幹教諭，生徒課長，教育相談係 〈連携機関名〉 ・井原警察署 ・井原青少年育成センター 〈連携の内容〉 ・薬物乱用防止，交通安全教育などを実施。定期的な地域との諸問題の情報交換など，連絡協議会の開催。定期的な補導（バス，列車，地域巡回）などを月１回実施 〈学校側の窓口〉 副校長，主幹教諭，生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	〈人間関係づくり〉 授業時や、清掃時間、休憩時間等の学校生活の中で生徒の言動が多種多様であることに留意し些細な事柄であっても、教員は個人で抱え込まず、生徒の状況、実態の情報をクラス担任、学年主任等へ報告することを怠らない。横の連携が密であればあるほど、問題が大きくなる前に対処しやすくなる。 〈情報モラル教育〉 「ネット上のいじめ」に関し、教科内指導の強化及び生徒集会・講演会・保護者会等、特に携帯電話やインターネット等の情報モラル教育を徹底する。
② 早 期 発 見	〈実態把握〉 「QUアンケート」で生徒の心理状態の把握。年2回実施し、説明会を開催して状況変化の把握につとめる。「生活アンケート」で観察と把握に努め、個人懇談を実施。結果の情報を教員間で共有し、連携した防止対策を図る。 〈保護者との連携〉 保護者との連絡を密にし、相互の情報を交換し、協力して指導・支援に当たる態勢を整える。
③ い じ め へ の 対 処	〈いじめの有無の確認〉 いじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに確認をおこなう。 〈いじめへの組織的対応の検討〉 いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止対策推進委員会を開催する。 「いじめられた生徒の支援」いじめを受けているとの通報や、報告を受けた場合には、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援をおこなう。 「いじめた生徒の指導」いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処をおこなうとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育くめるよう指導する。